

1 日目 2 コマ 被害者相談等自賠償制度の適正・円滑な 執行

【説明者】 自動車局の保障制度参事官の小林でございます。公益財団法人日弁連交通事故相談センターの補助事業について、ご説明いたします。

お手元の資料、1 ページをご覧ください。左のグラフは、交通事故が減少傾向にあるものの、いまだ58万人を超える方々が死傷していることを示しております。右のデータは、交通事故の損害賠償請求が増加傾向にあることを示しており、損害賠償に関し、法的に争う傾向が社会的にあるものと考えられます。

2 ページをご覧ください。政府の交通安全政策における本事業の位置づけについてですが、政府全体の交通安全対策をまとめた交通安全基本計画におきましては、車両の安全性の確保など、8つの柱が掲げられており、この中の7番目の被害者支援の充実と推進の中に、本事業を位置づけております。

3 ページをご覧ください。自賠償制度における被害者救済事業についてご説明します。車社会によって、ユーザーや社会が高い便益を受ける一方で、交通事故という負の側面に対しては、ユーザーがともに助ける共助という考え方のもとに、自賠償保険による金銭賠償のほか、自賠償保険の運用益を活用して、さまざまな被害者救済事業を行っておりますが、本事業は、この被害者救済事業の一つとして、自動車安全特別会計からの補助により、実施しているものです。

4 ページをご覧ください。本事業の内容をご説明します。本事業は、公益財団法人日弁連交通事故相談センターによって行われており、補助対象事業は記載されている4項目となります。

本事業は、交通事故による被害者が、交通事故の民事紛争処理に精通した弁護士による相談・示談あっせんを、被害者の経済状況を問わず、無料で受けることができるものです。被害者は、事故により、自らのけがの治療もしながら、損保会社などと損害賠償に関する交渉も行わなければならないようになります。本事業は、被害者の方々が抱えるご負担や不安の解消に大いに資するものと考えております。

5 ページをお開きください。個別の事業内容として、まず、事故相談事業ですが、全国157カ所の相談所で、面談または電話で弁護士による損害賠償に関する問題についての

相談を行っています。次に、高次脳機能障害相談事業ですが、交通事故による頭部外傷等によって、日常生活や社会生活への適応が困難となる被害者の方々を対象に、全国8カ所の相談所で知見のある弁護士が相談を無料で実施しております。

6ページをご覧ください。示談あっせん事業ですが、損害賠償について当事者同士の話し合いがまとまらないときに、弁護士が相手方、通常、保険会社等との間に入り、示談あっせんを行います。これも無料です。次に、相談員等研修事業ですが、こうした相談や示談あっせんを行う弁護士に対し、ベテランの弁護士による研修事業を行っています。

以上が事業の内容の説明ですが、ここで一旦、レビューシートの資料に沿って、予算額、アウトカム等を説明させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

1枚目の真ん中の予算額・執行額の欄をご覧ください。平成28年度までは、日弁連交通事故相談センターへの5億7,000万円に加え、自賠責保険・共済紛争処理機構への補助金1億5,000万円があったため、合計7億2,000万円が記載されておりますが、このうち、日弁連交通事故相談センターへの補助金の部分については、平成28年度以前においても、5億7,000万と一定となっており、いずれの年も執行率は100%でありました。

次に、アウトカムにつきましては、示談あっせん成立率としており、8割超が成立となっている水準を今後も維持してまいりたいと考えております。

次のページをご覧ください。アウトプットにつきましては、相談件数、示談あっせん件数とし、昨年度はそれぞれ3万9,015件、1,238件となっております。昨年度の単位当たりコスト、これには弁護士への謝金のほか、受付等事務の委託費なども含んでおりますけれども、相談1件当たり1万4,759円、示談あっせん1件当たり11万5,808円となっております。

最後のページをご覧ください。平成29年度の補助金の費目・使途について、弁護士に対する謝金が3億8,500万円となっております。相談業務に対する謝金は、平成15年度まで適用されていた日本弁護士連合会の報酬基準を参考に、30分当たり5,000円となっております。その他、事務委託費は1億3,500万円となっております。

パワーポイントの資料に再び戻っていただきまして、7ページ目をご覧ください。ここからは、検討すべき論点3点についてご説明いたします。

論点の1つ目は、現在、全国に157カ所ある相談所、これが適切な規模・体制となっ

ているかという点です。交通事故の被害者の救済の観点からは、広く全国各地に設置することは望ましいですけれども、効率的な事業実施のため、前年度の実績、地域における交通事故の発生状況、交通利便性等を勘案しながら、相談所の新設・閉鎖のほか、相談所ごとに開設日・時間を決定しているところです。

8ページをご覧ください。論点の2つ目は、相談員向けの研修について、適切な見直しを図られているかという点です。この点については、これまで、相談者のニーズや現場における対応状況を踏まえた見直しを行ってきており、例えばケーススタディ形式を取り入れたり、相談者からの希望やテーマに応じた研修コースを設けたりしております。また、高次脳機能障害相談に対応した研修も平成13年度から行っております。

9ページ目をご覧ください。3つ目の論点は、相談・示談あっせん事業について、十分な周知が行われているかという点です。この点については、パンフレットやリーフレットを作成し、医療機関、警察署等、広く設置して広報を行っているほか、ホームページやYouTubeによる周知も行い、動画も掲載して、相談・示談あっせんについて分かりやすく開設する取り組みを開始しております。

しかしながら、10ページの右下をご覧くださいと、右下でございますが、平成29年で、歩行者または自転車で被害者となられた方が約14万人以上、死亡または重傷となられた方が約4万人となっております。この自動車のドライバーに関しましては、自動車保険の自賠責保険の保険会社が対応するケースが多いのですが、歩行者、自転車運転手の多くは専門家による相談を必要とするケースも多いものと考えられ、日弁連交通事故相談センターとしては、こうした方々により広く存在を知っていただき、利用していただく努力が必要であると考えておるところでございます。

以上です。

【海谷会計課長】 本事業に関しましては、考える論点を3つご提示させていただきます。

1点目は、現在、全国に157カ所の本相談所が設置されておりますけれども、これを事業が効率的、かつ、効率的に実施されるために適切な規模・体制となっているかどうか。2点目は、相談員向けの研修について、適切な見直しを図っているかどうか。3点目は、自転車事故相談及び示談あっせん事業について、十分な周知が行われているかどうか。

以上3点を基本に、ご議論いただければと思います。

ここから、杉本先生を中心にご議論いただきますが、よろしくお願い申し上げます。

【杉本委員】 取りまとめ役の杉本です。よろしくお願い申し上げます。

それでは、今のご説明に関しまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

それでは、ちょっと私の方から最初に質問させていただければと思うんですけれども。

この事業の目的といいますか、この自転車事故に係る損害賠償等について、公正で中立な弁護士による相談を受けられると、こういうふうに書いてありますが、基本的に弁護士さんのお仕事というのは、被害者の側に立って、損害賠償金を極大化することを通常は目的としてご活動されていると思うんですけれども、ここで公正・中立などというのは、最終的にアウトカム指標に掲げられているこの事件の解決を示談で解決するというところから、公正・中立などということになっているのでしょうか。

【説明者】 公正・中立と申しますのは、例えば弁護士の方が相談を受けられたときに、相手方のその保険会社、交渉相手の保険会社があるんですけれども、その保険会社の加害者側の保険会社とは別な、関わっておらない弁護士の方を立てるということで、公正・中立を図って、被害者の立場に立った交渉をするという趣旨でございます。

【杉本委員】 ということは、もともと、コンフリクトといいますか、保険会社の方のお仕事をされている弁護士さんをお願いしないというのは、それは当たり前の依頼条件のような気もするんですが、ということであれば、弁護士さんの相談内容というのは、賠償金等を、あるいは、保険金等を極大化することが目的になるんじゃないでしょうか。

【説明者】 このあっせん、示談あっせん・相談事業の一つの目的は、交通事故に対して、専門的な知見を持たない被害者の方々が、専門的なアドバイスを得て、適正な得られるべき自賠償保険、または、保険金について得られるようにする。

これは当然、事故の後、保険会社と被害者との交渉になりますけれども、どうしても一つ一つの案件について、国がチェックをしているわけではございませんので、いつも交渉となってしまいます。被害者が十分な主張ができないと、十分な正当な保険金が受け取れない可能性もあるということがございますので、こうした意味で、これをサポートするということに大きな趣旨があります。

【杉本委員】 ということは、ここでいう公正・中立というのは、リーガルサービスが受けられない、ゼロかもしれない方に対して、最低限の法律的な補助を行うと、そういうことが目的だということでしょうか。

【説明者】 はい。おっしゃるとおりでございます。

【杉本委員】 ありがとうございます。

中室先生、お願いします。

【中室委員】 ありがとうございます。今のその座長のご質問に絡めて言うと、だとすると、この事業の相談を、経済状況にかかわらず、受けられるというふうになっているというのはなぜなのでしょう。

すなわち、もしも、その最低限のリーガルサービスを受けられない方ということであれば、例えば所得が一定以上の方が自分で弁護士さんを手配していただくというようなことがあってもいいのかなと思うのですが、4ページの資料を見ますと、「経済状況を問わず無料で受けられる」というふうにあるわけなんです、それはなぜなのでしょう。

【説明者】 資料の中で、経済状況を問わずということが強調して書いておりますけれども、経済状況だけではなく、例えば専門的な知識を持たない。大多数の被害者の方は、一生のうち、何度も交通事故に遭うわけではありませんので、こうした賠償交渉を行った経験のない方が圧倒的多数だと思われま。

ですから、こうした、経済状況といいますのは一つの象徴的なもので、経済的に苦しければ、弁護士の方を雇うことはできないということもありますけれども、あとは、もう一つ、何も知見を持たない方に対するサポートもする。こうした趣旨も含まれているということでございます。

【中室委員】 もし、法律的なことについて前提とされる知識がないということであれば、経済的に余裕のある方は、ご自身で弁護士さんをお雇いになればいいんじゃないでしょうか。どうして、すべからず全ての人を対象にする必要があるのかということなんです。

【説明者】 経済的な状況で、弁護士を雇うことができる経済状況はどういうところか、これはなかなか一概には定義をし得ないところではあると思いますので、そこの方々、当然、弁護士に対してお金を払ってお願いをすることはできる方々もいらっしゃるでしょうけれども、そうした方々については、相談センターの方には来られず、弁護士の方に行かれているのかな。それ以外の幅広く救済を求める方々を受け入れたい、そうした趣旨でございます。

【中室委員】 ただ、経済状況を問わず無料で受けられますということになれば、自分でお金を払って行きましょうということにはならないのではないのでしょうか。そういうインセンティブの設計にはなっていないと思います。こちらはただなわけですから、当然ただの方に行くんじゃないのでしょうか。

【説明者】 目的にもある、よるかもしれませんが、例えば最初から裁判に訴えていこうという場合については、交通事故相談センターに来られないケースが多いのかもしれませんが。ただ、その中で、裁判に行くのかどうするのか、まだどうしたらいいのかわからないという方々がたくさんいますので、そういった方々の受け皿としての機能があるかなというふうに考えています。

【杉本委員】 じゃあ、佐藤先生、お願いします。

【佐藤委員】 実態を教えて、実情を教えてくださいんですけど、最後の方の11ページのところで、東京の場合ですけど、相談所の業務状況が出ているんですが、立川がやたら多いと思ったら、これ、ほぼ毎日やっているからですね。

これ、場所は、相談所の場所は、これ、市役所という理解、説明で書いているんですけども、一般、全国的にそうだという理解でよろしいんですか。

【説明者】 東京に関して、特にこの多摩地区に関しましては、東京都と協定を結んで市役所を貸していただくということになっているそうであります。立川以外については、市役所の一定のエリアを曜日、時間を決めてお借りするという形になっておりますけれども、全国的に見ますと、各地の弁護士会の一部を、日常的、または、一時的にお借りするというケースが多いようであります。

【佐藤委員】 こういうときって、例えば、実際こういう市役所であれ、弁護士さんの事務所であれ、来る方、面談で来られる方と、あと、電話とかの相談もあると思うんですけど、実態としてはどちらが多いと思った方がいいでしょうか。

【説明者】 それは10ページ目にデータがございますけれども、現在、電話については全国で23カ所を設けておまして、ナビダイヤル、このダイヤルに電話すると、空いている電話に全国どこかに掛かるという形で受け付けております。それによって、いただいた相談の数がこの紫のデータですね。それ以外については、全国各地の面接の相談所で受け付けたものということになります。

【佐藤委員】 これ、なぜ今回、この行政事業レビューに当たっているかというのと、やっぱり創設されたのが昭和42年でかなり古いと。だから、この当時適切だったかもしれない立て付けが今でもそうかと。やっぱり当時のことを考えると、確かに面談が基本だったかもしれないけれども、今は多分みんな携帯を持っている時代じゃないですか。

だとすると、これから例えばこういう相談所をわざわざ市役所とかに、あるいは、弁護士さんの事務所に間借りする形で置く必要が今後あるのか。あるいは、どこか相談所は集

約させていって、例えばとりあえず電話での相談をまず一義に行って、さらに複雑な案件であれば、例えば来てもらうとかいう形、あるいは、行く、出張して行くというやり方もあると思うんですが。

これ、そういう形での体制の見直しというのはあるんでしょうか。つまり、全国的にいろんな相談所がありますけれども、これ、今後は集約させていく方向なのかどうかということは何を伺いたい。

【説明者】 実際、この相談でございますけれども、電話では、まず、最初のそのインシヤルな部分というか、最初のご相談で、まず相談に乗ってくれないかという話に来るケースが多いですね。

それで、その相談をさらに深めていくためには、面談で何をするかといいますと、交通事故の証明書とか実況見分の調書とか、あと、診断書とか、診断報酬の明細書とか、さまざまな書類を見ながら、実際の事故の形態についても伺って、それを図面に落としながら、弁護士が判断をしていくという過程がありますので、なかなか電話だけ遠隔でということについては難しいのかなというふうに感じております。

さらには、各地方がたくさんありますので、なるべくアクセスを考えて設定しているという状況でございます。

【佐藤委員】 これも、すみません、これも多分、実態を見た上での判断だと思うんですけど、電話で済むのがどれぐらいあって、いや、結構電話だけではなくて、面談まで行かないとまずいよという案件がどれぐらいあって、そこを見ないと、例えば実際に、もちろん面談が必要な方がいるのはわかるんですけど、その頻度というか、ボリュームゾーンがそこにあるのか。あるいは、むしろ、電話での適切な対応の方が望ましいのか。それによって、今後、相談所をどうすべきかということが決まってくると思います。

何でこんなことをうじうじ聞くかという、相談所を、件数、相談所を設けているという割には、東京都の場合、11ページですけど、あんまり便利のいい時間にやってないなというのがよくわかるんですよ。

つまり、午後の時間なんてサラリーマンは働いていますし、やってくれというんだったら、むしろ夜であるとか週末やってくれよという方が多分正しいので、ユーザーフレンドリーと言われたら、夜間か週末ですよ。でも、これ、明らかにお役所の事情でやっているんですよ、これね、時間、開設時間は。

ということになると、ちょっとこの相談所を設けるということと、それが必ずしも相談相

手のその相談者の利便性につながっているのかがちょっとよく分からなかったの。

【説明者】 電話についてですけれども、電話でそのまま解決したかどうかという実はフォローはしていません。電話の後に面談をしていただいて、だんだん、その必要があれば、示談あっせんという形になりますけれども、そこについては、実は電話相談に関しては、なるべくフランクに受け付けるために、お名前を聞いたり、個別の内容についてはお聞きしないでその相談を受けるという形にしております。そのために、それがどのように繋がってくるかというところについては、ちょっと追っかけるのはなかなか難しいというのが現実であります。

また、開設の状況でございますけれども、ちょっとお役所の事情と申しますか、この弁護士さんの方々をどのように配置して対応していただくかということにかかってくるので、サービスの内容については今後いろいろと検討すべき余地はあるだろうと思います。

あとは、箇所数とか、あと、週に何回開くとか、ここら辺については、その土地、土地の需要を見ながら決めているという状況でございます。

【谷口委員】 何点かあるんですけども。

基本的には、自動車のメリットを社会が、日本の社会が享受しているということですので、そのネガティブな影響である交通事故の被害者を国が救うというのは正しいと私は思います。

交通事故、車を容認するという事は、そのネガティブな影響をどこかが引き受けなければならないので、それはぜひこれからも国が責任を持って、その人の経済状況を問わず、行ってほしいと思います。が、一方で、今、佐藤先生がおっしゃったように、もうちょっと効率の良いやり方というのはあると思っております。

例えば、ウェブの活用などはあり得るのでは無いですでしょうか。今、みんなスマホを持っていますので、ウェブ上で例えばチェックリストをつくったり、FAQや、フローチャートのような形を活用し、その上でこれはちょっとよく分からない複雑な相談のみ電話や、面談で対応する等、そういう工夫も必要と思いました。弁護士さんのお金が30分5,000円とおっしゃっていたので、その時間を短縮するという意味でも、工夫の余地はあるのではないかと思います。

それと、もう一つが、アウトプット指標で相談件数、示談あっせん件数とありますが、これ、減っていますよね。これは交通事故の件数が減っているから減っているのだと思いますが、多分そうですかね。

だとしたら、事故件数当たりの件数にした方が分かりやすいというか、何%ぐらいが相談しているのかというのがわかると思います。ただ、全国に相談所があるというのは、被害者に見れば、とても心強いことだと思うので、そこはバランスかと思いました。

以上です。

【杉本委員】 お願いします。

【説明者】 まず、実際の相談の手法に関しましては、いろいろと今後とも工夫のしようがあるだろうというふうに考えておりますので、検討してまいりたいと思います。

一方で、今、その被害者がだんだん高齢者の方が増えてきているという現状があるので、なかなかITの機器を使える状況にあるのかどうか、特にその地方部においてはどうか。そこら辺をよく考えながらいかないといけないだろうというふうに思っておりますけれども、いろんな効率化の工夫というものはしていきたいと考えておるところでございます。

あと、アウトプットとその事故の関係ですけれども、事故の件数が下がっているから、相談の件数が下がっているようなグラフに見えるんですけども、私ども、冒頭に申し上げたとおり、本来救うべき専門的知見を必要とする被害者の方というのはまだまだたくさんいらっしゃるだろうと。そこに十分に伝わり切れてないのではないかということを感じております。

そうしたことから、これ、非常に雑駁な数字ですけれども、歩行者、自転車の被害者の方が14万人程度とか、あとは、死亡・重傷者の方は4万人という数字を出しておりますけれども、この中で我々がしっかりとお伝えして、必要があれば、ぜひ交通相談センターにご連絡くださいという方をどれだけの層と考えるか、もっとしっかりと考えていくべきだろうと思っております。

【杉本委員】 菊池先生、お願いします。

【菊池委員】 アウトカムとして、示談が成立する数ということを出していますが、ここは難しいところだとは思いますが、本当に成立さえすれば、それでいいのか。その内容をもう少し詳しく検討して見直していただきたいなというふうに思います。

今までの議論とも重なるんですけども、往々にして、経済状況がよかろうが悪かろうが、こういったものを利用する方というのは結構限られていて、限られるというのは、メンタリティとして、こういう制度を使って、自分の主張が例えばそんなに強くなかったとしても、何とか示談金を取ろうといった考えがある人も少なからずいるということもある

ので。

これによって示談が成立したからといって、本当の意味での自動車事故の被害者の救済を、国が考えているような形で図られているのかというのは一度よく検討していただければというふうに思います。

あと、やはり、弁護士の立場から言うと、この面談場所、相談所というんですかね、が置かれている場所はかなり限られていて、都心にはないですし、もう少し設置場所とか、効率的な相談の方法というのを検討して見直すべきなのではないかと思います。

高齢者になってくればなってくるほど、こういったところに出向くのが大変難しくなってくると思いますし、電話のできるのであれば、電話でなり、他の方法ですね、を考えてやるということも検討した方がいいと思います。

あと、もう一つ思っていましたのが、この相談員の研修ですね。これは今、ベテランの弁護士が他の弁護士に対して研修をするということだったんですけども、質問は、これに対しても、ベテラン弁護士が研修するその費用も負担しているということでしょうかね。

【説明者】 まず、その内容的なものからお答えしますと、ご意見、受けとめさせていただいて、検討させていただきたいと思います。

一方で、これまでの私どもの考え方として、さまざまな状況に置かれている被害者の方が、一定の法律の専門家のアドバイスを受けて、示談あっせんまで行って、そこで終わればいいんですけども、そうしないと、あと、ご自分、ご自身でお金をかけて裁判、弁護士を雇って裁判に行くということになりますので。

私どもとしては、なるべく示談あっせんの場で収まると、被害者の多くの方に大きな負担をかけずに、交通事故の処理と申しますか、収めといいますか、ことができるかな。こういった考え方から、示談あっせんというものを最後の一番下流の部分に置いて、それをアウトカムとしてきたところであります。

あとは、その設置場所につきましては、これは常に考えをしっかりと利便性を考えて、かつ、効率性も考えて見直しをしたり、開設時間を考えたり、よりニーズがくみ取れるようなやり方を不断にやっぱり検討していくべきだ。これはしっかりやってまいりたいと考えておるところでございます。

また、相談方法につきましても、先ほど、ITを使ったやり方も含めということでございますので、こちらについて、より相談しやすいやり方はどうなのか、今後のITの技術も含めて、検討していきたいなというふうに考えております。

あと、研修に関しましては、研修の弁護士さんに対する費用というものもお支払いをさせていただいております。この研修に関しては、1つだけちょっと意見を述べさせていただくと、この交通事故相談センターで相談を受けて、示談あっせんの申し込みを受けますと、この方はほかに振ることはできないです。もう自分の中で受けとめたら、その場で相談をし、その示談あっせんに行くか、もしくは、それで収まらなければ、裁判に行くんですけども、その中で、最終的に自分が最後まで解決しなきゃいけないという責任感を持ってやりますので、最後の砦という言い方はちょっと大げさかもしれませんが、そういったことから、かなり高度な知見と解決力をつけなければいけない。そのために研修を行っているということでございます。

あと、講師謝金は、現在、幾らだろう。1回当たり1万円をお支払いしているという状況でございます。

【菊池委員】 講習用に、研修用にですか。

【説明者】 ええ、研修の講師の方に対する謝金ということです。

【杉本委員】 じゃあ、佐藤先生。

【佐藤委員】 まず、今の研修のところですけど、ちょっと意地悪な言い方をすると、弁護士なので、専門家ですよ、もともと、法律の専門家であり、もともとそういう自動車事故も彼らは多く扱っていますよね。

それを考えると、本来業務じゃないですか。つまり、この研修してこういう知見を受けるとするのは、悪いけど、弁護士の本来業務であり、その機会を提供するのは弁護士会の本来業務じゃないですかとなると、さっきの前の実証事業でも議論になったんですけど、果たして、この部分に国がどうして関与しなきゃいけないのかって。それぞれが本来の仕事をしているだけなのであって、国が追加的に補助をする理由はないんじゃないかという、そういう主張になったら、どうしますか、どうなりますかね。

【説明者】 まず、この研修事業にかかる費用としては700万円を補助を差し上げているところでもありますけれども、専門家ではないかということにつきましては、弁護士の方も、なるべくこの交通にお詳しい方をこの相談業務に当たっていただくようにということとはしておりますけれども、新しい事例、さまざまな事例が出てくることに対して、適用していかなきゃいけないということと。

あとは、地方部においては、やはりその相談業務に当たってくれる方、中にはもしかしたら専門家でない方もいらっしゃる可能性もあるわけですね。東京ですと、専門の方がた

くさんいらっしゃいますけれども、地方に行くと、そのレベルというのはさまざまな可能性もある。

そういったことも踏まえて、最新の知識をつけていただく、問題解決能力をつけていただくとともに、この相談事業に当たっていただく方に、最初からの知識をつけていただく。こうした趣旨もさまざまござっておりますけれども、あるだろうというふうに考えております。

【佐藤委員】 ちょっと2点目のことなんですけど、多分、専門的な知見が求められるのは交通事故の分野だけではなくて、今、世の中は目まぐるしく変わっているので、やっぱり弁護士の本来業務って変わってきていると思いますね。

なので、そういった最新の知見を提供するのは、これ、学ぶのはもちろん弁護士の仕事なんですけど、それを提供するのとは本来、弁護士会とか、そういったところでやるべきことではないか。これは交通事故の話に限らないかなということ。

それから、まして、地方に専門家がないからこそ、さっきの電話対応がすごく大事になってきて、あるいは、まさにホームページの活用とかICTの活用が重要になってきて。人がいないところに無理やり人をつけるのは無理な話であって、だから、むしろ、これからは電話、電話対応の方を充実させる。それは東京に電話を飛ばすことは可能ですから、それも本当の専門家と話すことができますよねという、そういう議論になってくると思うんですけどね。

【説明者】 まず、先ほども申し上げましたけれども、今の相談の仕方というのがさまざまな資料を見ながらご相談をしていくということになるので、今の状況ではなかなか電話だけでは、全て行き届いたアドバイス、相談というのが難しいのかなというふうに考えておるところであります。

また、交通事故に関して、特にこの分野、センターを設けて相談をしているわけでありましてけれども、これはまさに自賠償の存在理由そのもので、この交通事故というものに対して社会的にどう支えるかという施策の一環として、交通事故という社会の便益の一方で生じる負の側面を支えるためのシステムということで、さまざまなシステムをつくっておりますので、その一環として考えているということでございます。

また、弁護士会でも、いろいろと研修をなさっているというふうには聞いておるんですけども、弁護士会での研修については、さまざま一般的な研修をなさっているということとは、私ども、聞いておりますけれども、一つ一つについての最新の状況も含めた深い研

修までは行き着いてないのではないかなと。事前に得ている情報では、そう聞いております。

【佐藤委員】 すみません、先ほど申し上げたとおり、この事業の多分、事業目的を疑うわけではなくて、今のやり方が昭和42年のやり方のままでやっている、昭和の時代のもままでいいのかという、そこが今問われているんだということをご理解ください。

やっぱりちょっと気になるのは、じゃあ、その割にはなんですけど、実態が把握できているのかなと。例えば、実際に交通事故に遭われた被害者の中で、実際、どれぐらいの方がこの相談所を利用されているのか。利用されていないとしても、直接弁護士に行ける方がいれば、それはそれで構わないんですが、逆に泣き寝入りしてしまっている方がどれぐらいいるのかということ。多分そこを見ないと、この相談所の本来の果たしている役割って、つまり、救うべき人間を本当に救っているんですかということ、ここがちょっとよくわからない。

これって、行政って必ず申請ベースなので、来てくれないと対応しないが基本じゃないですか。でも、加害者の、被害者の方って、警察に行くし、病院に行くわけなので、治療を受けますから、なので、そういうところから例えば情報を持ってくるということは可能ですよね。

医療機関と連携して、治療を受けた方々にこの場所をあっせん、電話を教える、電話番号を教えるとか、むしろ、弁護士の方に来てもらうようにするとか、やり方は、アウトリーチというやり方ですよ。つまり、さもないと来ないような人たちにもちゃんと手を伸ばしていくという。何かそういうやり方が多分今の時代なんだというふうに思うんですけども。

特に高齢者の方とさっきおっしゃったので、高齢者の方々というのはなかなかこういう弁護士の方に行きにくいし、電話も云々と、そこまで頭が回らないかもしれないので、やっぱり高齢化に、高齢化社会、ICT社会に即した対応というのがあるんじゃないかと思ったんですが。

【説明者】 おっしゃるとおりだと思っております、冒頭の説明からもありますけれども、私どもが救うべき方々というものがどれぐらいいらっしゃるのか。今はその相談事業をやっているということで、受付件数でいうと3万を超える、4万近くの方々を受け付けているという状況でございますけれども、むしろ、救う、救うといいますが、救済すべき対象者はどういう層でどれぐらいの数があるのか。

先ほど言いましたけれども、人・自転車対車で14万人近く、そして、死亡・重傷というところで4万人という数字がありますけれども、その中で、しっかり私たちがお届けしていくべきところはどこなのかというものについては、これからしっかり割り出して、そこには必ずその情報が届いて、相談をしたい人に必ず相談していただけるような、こういった努力というのはよりやっぱりすべきだろうということは、反省としても含めて、ございます。

【海谷会計課長】 あと10分ほどになりましたので、コメントシートの記入をよろしくをお願いします。

【杉本委員】 アトキンソンさん、お願いします。

【アトキンソン委員】 幾つかあります。

1ページのところで、この損害賠償事件数というのはこんなに増えているということは、この事業が成功しているという認識が良いかどうかということをも確認をしたいと思うんですけど。

あと、10ページで、昭和42年ということなので、なぜいきなり昭和44年から昭和48年ぐらいまで非常に多くて、または、平成25年と6年だけは非常に多いということは、何か特殊要因があるかどうかを確認をさせてください。

【説明者】 まず、この交通事故の損害賠償請求事件がなぜ増えているかということにつきましては、私どももさまざま調査をしておりますけれども、得られている情報によりますと、やはり最近の経済情勢も含めて、保険会社の方からも保険金の交渉がなかなか厳しくなっているということもあるということと、あとは、実際に権利意識の向上というか、しっかりと賠償を受けるべきは受けるべきという意識が社会の中に高まっていると。こうしたことが背景にあるのではないかというふうにも言われておるところでございます。

その中で、私どもの事業とのつながりについては、実はちょっと数字を持ち合わせておらないので、この事業の結果、ここに行っているということについては、ちょっとそこは数値的には出すのは難しいというふうに考えております。

次、10ページ目の状況でございますけれども、昭和40年代であります、我が国の交通事故の状況として、大変交通事故が増えた時期がございます。交通戦争と言われた時期がございます、その中で、多くの国民が死亡したり、傷ついたりといった状況がございます。その中で、交通事故に対する対応についての相談というものも上がってきたのかなというふうに考えております。

また、平成25年、26年、急に上がっておりますのは、実はここでナビダイヤルというシステムを導入して、一つの番号にかけると、全国どこでも繋がって、大変電話相談がしやすくなったという状況がありまして、そこを受けて、電話相談の件数が大変上がったんだらうという風に考えております。

【アトキンソン委員】 それに関連するんですけれども、このデータを見る限りにおいては、先ほどからの話がありますように、電話相談とか一斉電話相談というのはどんどん、どんどん比率が上がっていますけれども、やはりこういうふう to 実際の相談所というのはどこまで減らしてきたのかということをご説明をしていただきたいと思っております。

普通で考えれば、場所を提供すれば、それで、そっちの方が楽だから行くに決まっているんだけれども、電話相談しかありませんよとか、もちろん、もしくは、一カ所と数カ所しかありませんので、そこに行くか、電話するかということで、それはある意味で選択肢をなくすることによって、電話相談を受けざるを得なくなるというので、そっちの方に移動するということはあると思っておりますけれども、受け身的ではなくて、戦略的にこの負担をなくするための戦略を教えてくださいたいと思っております。

特にこの事業というのは、5億5,800万円の中で、24.2%が相談所の運営、管理ということになっていきますので、これは極めて重い負担になっているんですけれども、この部分は何とかならないのかということをご説明していただきたいと思っております。

【説明者】 まず、この電話相談ですけれども、先ほどもちょっとご説明させていただきましたけれども、電話で交通事故に関する基本的なアドバイスはすることは行っているんですけれども、個別の事故の状況を詳細に見て、それに対する損害賠償の請求の仕方とか、過失がどうなるのかとか、そういったことについてはなかなか電話だけではご説明できないというのが現実であります。

それについて、何かしたら今後工夫ができないのかということについては、今後の技術的なもの、または、被害者のニーズも踏まえて検討していくべきだろう、負担を、実際、出向くことなしにできるのかどうか、そこはちょっと検討していきたいと思っておりますが。

もう一つ、面談の数が減っていることに関しましては、これはちょっと原因は追求し切れてないんですけれども、私どもの被害者を救済すべきそのターゲットとなる方々をまだ十分捉え切れて、しっかり押さえ切れてないところもあるのかなという風に考えておるところでございます。それは先ほどから繰り返し申し上げているところでございます。

以上です。

【アトキンソン委員】 この制度というのは、受ける側としては、先ほど委員の話がありましたように、経済状況云々ということは無料でこのメリットを受けていますけれども、無償ではないですね。国が代わりに全部払っていますので、本人としては無料なだけけれども、国民として無料ではない。

別にここでボランティアでやってもらっているわけでも、そういう事実もありませんので、そういう意味では、電話でやったりとか、相談所が非常に何か便利なところでいろんなことがあるということは、そういうメリットは別に必ずしもある必要はないかなと思うんですけども。

あと、諸外国の動きを見てみますと、または、国内のこの事業以外のところで、このコンディショナル・フィー・アグリーメントというんですか。要するに、実際に損害賠償が成立しないときに、弁護士の費用は基本的に発生しない。だけれども、実際になった場合に、その一定のお金をその弁護士が引き取るところで、民間でこういうような制度というのは十分運営できるんじゃないかと思えますけれども、諸外国では、特にイギリスでは2000年からそういう形でやり出したりとか、そういうような例がいくらでもあります。

確かに、かつて言われたサラ金のところでもそういうようなものになっていると思えますし、昭和42年でそういうような制度というのは考えづらいかもしれませんが、ここでノー・ウイン・ノー・フィーというその考え方で、これが国が負担することなく、弁護士の業界で全部民間でできる仕組みは考えられないのかというふうに、本質的な話では思いますが、いかがでしょうか。

【説明者】 まず、この制度の成り立ちなんですけれども、もともとはこの自賠責保険、国のお金と申しますけれども、もともと自賠責保険というユーザーの方が自賠責として支出されたもの、これが過去に運用益として蓄積されたものを使っておりまして、国の一般会計から出ているわけではなく、あえて言えば、これはユーザーの方々が支えている制度だということが言えます、我が国においては。

これはイギリスのような自賠責制度のない国とはちょっとまた状況が違うのかなという風に考えています。ですから、共助、ともに助ける共助と申しましたのはそういった趣旨であります。

また、無償ではないということでもございましたけれども、今、この事業の費用構成でありますけれども、国庫補助金が5億7,000万出ておりますけれども、そのほか、弁護士

連合会からも寄附金1,000万円、または、弁護士の個人の方からの寄附金が2億4,000万円、弁護士の方から寄附金がございます。

こうしたものが組み合わさって、この事業というものが全体が運営できているということとございまして、ここでも必要な責任を皆で持ち合って実施している事業であるということをご改めご紹介させていただきたいと思います。

【アトキンソン委員】 そうなれば、なぜ国がその間に入る必要があるんですか。それは全部そういうふうに民間でやっているような、民間が払って民間でやっているということで、それを別に国が全部こうやって仕切って、こういうような事業をやって、こういうようにする必要は私はないと思いますけど。

【説明者】 そこは、自賠責法というのがございまして、自動車損害賠償保障法というものに基づいて、我が国の自賠責制度は成り立っております。その中で、自賠責保険金について、強制の支払いをしていただき、それに対して適正な支払いをしていくということ、そして、過去に蓄積された運用益、これについて、国がしっかりと、もともと国の財産として入ってきているんですけども、国民の方からいただいた過去のユーザーからの支出金について、国がしっかりと管理して、それを被害者の救済のために使っていく。このような役割を国が果たしておると、法律に基づいて果たしているところであります。

【アトキンソン委員】 法律、いくらでも変えられますので、別にそういうことの縛りだということは、改正を、その改正法案を出せば、それで済む話なんですけれども、そういうような考え方、あるいは、昭和42年ってそれは必要だったかもしれませんが、極めて高い皆さんの給料、そこに入る必要は私はないと思いますので、民間でできることは全部民間に出せば良いだけの話なので、別にこれが霞が関で全部管理運営する必要は果たしてどこにあるかということは極めて疑問に思います。

法律の話というのは、それは別に憲法に書かれているわけではない以上は、変えられることは変えられます。それは理屈にはなりません。

【杉本委員】 じゃあ、いいですか。佐藤先生、お願いします。

【佐藤委員】 今の話ですけど、多分、今の話をもう少しやわらかくすると、5ページに書いてあるとおり、この、つまり、行政事業レビュー、レビューシートの5ページに書いてあるとおり、これ、結局はこの公益財団法人の日弁連交通事故相談センターというところへ流れていっているわけで、今のままのことを言うと、これはもちろん民間委託とか、競争入札とか、何かそんなようなやり方もあるんじゃないのということだと思うんですね。

結局、補助金といいながら、結局、特定の団体だけにお金を流しているだけなので、そうになると、なかなか創意工夫、さっき実態を把握するとか、それから、ICTをうまく活用するとか、そういうなかなか創意工夫ってなかなか起きないよねということなんで。

やっぱり一つのやり方、創意工夫を促すやり方としては、もちろん、国交省さんのアイデア、頭を、知恵を絞るといのはありますけれども、競争をある種、民間にさせて、そういう知恵を出し合ってもらおうというのもやり方としてはあるんじゃないのという。これは多分、昭和42年にはなかったやり方なんだと思います。

ちょっと気になっているんで、行政事業レビューっぽく、ちょっと気になったことが、先ほどアトキンソン先生からも話があった相談所の運営管理経費なんですけど、これ、行政事業レビューシートで見ると、1億3,500万円あるんですけど、さっきから伺っているとおり、これ、場所はどこですかと言われてたら、都内であれば、市役所です。それから、地方であれば、弁護士の事務所です。つまり、そこを間借りしているだけなんですということであると、これ、何で発生しているんだろうと。

例えば、何かこの相談所のために何か改めてオフィスを借りていますとかというんだったらわかるんですけど、間借りしているだけですよね。だとしたら、この1億3,500万円って一体なぜ発生するんだろうということなんですけど。

【説明者】 弁護士、この費用ですけれども、弁護士の方々に対する費用、先ほど相談については30分当たり5,000円ということ、または、示談あつせんはその取りかかりから終了まで、1件通して5万円ということをお願いしているわけでありましてけれども、それ以外に、半日当たり4,000円で、受付スタッフの人件費であるとか、事務所の賃貸借料とか、こうしたものを賄っていただいているということでもあります。

半日当たり4,000円ということで、いろいろと相場感を見てみましても、なかなか同類のものをやると、やはり9,000円近くかかるというようなことも聞いておりますので、決して高い委託料ではないというふうには考えております。

【佐藤委員】 1件当たりは多分高くないけど、ちりも積もれば山になるので、多分、ちょっとよくわからない。多分、この相談のために人を雇うなんていうことはあり得ないわけですね。多分、弁護士さんがスタッフを雇っているけど、別にそれはふだんの日常業務のために雇っているだけであって、だとすれば、本来、この相談、1件5,000円が高いかどうかはともかくとして、安いかどうかはともかくとして、多分、相談料の中で、謝金、弁護士謝金の中で対応できていることではないかというふうに思うんですけども。

何でこれを聞くと。これもよくある話で、結局、いろんな事業所なんかで間借りしてやっている事業って結構あって、でも、にもかかわらず、そこの光熱費を払ってあげたりすると、逆に、弁護士事業所に対する補助金じゃんということ、仮にそれが4,000円だとしても、弁護士事業所に実質的に補助金を払って、ある種、引き受けてもらっていることに対する謝礼として、成果払いではなくて、受けたことにたいする謝礼として払っているということになってしまうというので。

このあたり、どうなんだろうというふうに思ったんですね。

【説明者】 相談を受ける弁護士の方がその要員を雇うということではなくて、弁護士の方は、弁護士会の場所を設定すれば、そこに来ていただいて、一定時間、相談をしていただくということなので、その弁護士さんはあくまでも依頼されて来られている。そこに対する謝金として、5,000円をお支払いしているということ。

これも決して、通常の報酬から考えると高いレベルではないんですけども、受付のスタッフについては、大体、弁護士会に委託して、そこの方、弁護士会の中の方にその時間、そこに拘束をするものですから、そのもろもろで手数料といいますか、費用として4,000円というものをお支払いしていると、そのような仕組みになっています。

【佐藤委員】 最後に、結局これがポイント。さっき、そこにイギリスのケースの紹介があったとおりで、成果払いにしたらいかがですかという議論だと思うんですね、むしろ。これ、つまり、相談を受けました。この種の相談事務をやるということを了解しましたという、それに対する支払いではなくて、ちゃんとあっせんしましたよとか、ちゃんと示談まで持っていきましたよという、そういう成果払いにしていくと、多分今はそういう流れですよ、どっちかという。PフォーPの方に、今、経済、社会全体が動いているので、これは極めてやっぱり昭和42年かなという気がしたので。

【説明者】 例えば示談あっせんで成果払いとおっしゃいましたけれども、実際、示談あっせん、通常、3回ずつ保険会社と被害者の方からご意見を聞いて、事前の調べもして、さまざまな調査をして、最後、結論を出すので、そこで双方が合意しないと、それで成立しないということになるんですけど、そこで報酬がないというのは、ちょっとあまりにも弁護士の方にそれだけの労力をお願いするには、ちょっとなかなか制度としては続かないのかなということ。

あと、その5万円ということに関しましても、実は、旧日本弁護士連合会の報酬基準によると、着手料だけで10万円で、あとは成功報酬ということで16%、300万未満だ

と16%ということなので、そういうことを考えると、5万円でその示談のあっせんを最後まで行っていただけるということは、いかにちょっと効率的かということをご理解いただけるかなという風に思っています。

【杉本委員】　　じゃあ、アトキンソンさん。

【アトキンソン委員】　その部分であれなんですけれども、3回云々だとか、それで、苦しいから、それで、何か引き受けているのに、成功しないとどうなのかという。じゃあ、なぜ諸外国はできるのに、日本はできないのかという矛盾が発生すると思います。

もう一つあるのは、これが多分安くやっているということで美德として思っているかもしれないけれども、生産性向上と片方、政府が言っている中で、安く効率よく、それで、やっていくことは美德ではなくなってしまう以上は、効率的にこうやって何か要するに不適切に安いものに持っていったということは何のメリットもないと思いますので、コメントとしては、考え方を改めた方がいいという風に考えております。

【杉本委員】　　何かありますか。

【説明者】　　不当に安いということかどうかということもありますけれども、もともと……。

【アトキンソン委員】　　安いって言った。

【説明者】　　安い、そう、安いということは決して過大ではないということの趣旨なんですけれども、ご案内のとおり、これは社会目的として、自賠責制度にも極めて強い関係性がある、自賠責制度の健全な運営のためにも必要な制度だという風に思っているんですけれども。

一方で、弁護士会の方でも、日弁連の方でも、なるべく、もともとはこれはボランティアで始まった制度でありまして、弁護士の方々が手弁当で始められたというのがそもそも昭和40年代の始めのことです。

その経緯がございませぬですから、決して高い報酬を求めず、運営がなされてきているということで、これ、弁護士の方々も納得してこれにご協力いただいているということですので、決して不当なものを強要しているとか、そういうことではないという風に考えています。

【アトキンソン委員】　　ただ、今おっしゃるとおりで、もともとただでやってやり出したものが、その後でこの5億5,800万円までに増えていますので、今、国にこの1,000兆以上の借金がある中でこれを出しているということ自体は、私は不適切だと思いま

す。

それはもう民間で、明らかにこれ、民間でできる。国内で、今のご説明であれば、そこで皆さんから保険という形でやっていって、運用しているという先ほどのご説明であれば、これはもう十二分、民間でできることなので、昭和42年、だから、法律云々ということ言うだけでは、それはやはり過去の話であって、今の話ではない。

そういう風に考えると、大きくこれを変える必要があるタイミングに来ているんじゃないかという風には思います。

【杉本委員】 他に何かありませんでしょうか。じゃあ、佐藤先生。

【佐藤委員】 まだ時間があるのであれば。

今の話、全体として、やっぱり少し昭和から、もういいかげん、平成も終わるので、少しアップデート、制度のアップデートというのが全体としてあっていいのかなという気はやっぱりします。

弁護士の方には悪いですけど、彼らはプロですから、普通のサラリーマンに成果報酬と言われたら、さすがに気の毒な面もあるかもしれませんが、彼らは本来、成果に応じて報酬を受け取る人間たちなので、決して、何と申しますか、成果払いが彼らにとって不幸というわけでは必ずしもないと思うんですね。

全体として、やっぱりいかに経費を抑えるかということを見ると、やっぱりいかにICTを活用して、もし相談であれば、より濃密な相談を可能にしましょうよと。それに対して、今の5万円じゃなくても良いわけですよ。つまり、相談件数を圧縮させて、2倍の10万払ったって良いわけじゃないですか。

なので、できるだけ電話相談で済むものは電話相談で、実際の面談から示談までだ一つと行くプロセスであれば、そこには濃密なやっぱり成果報酬を充てるとか、何かその辺はめり張りというか、そこはつけて良いのかなという気がします。

これ、くどいようですが、特別会計の事業なので、何となくあまりこれまでチェックされて来なかったんだと思うんですね。先ほど、共助とはおっしゃいますけれども、やっぱり保険料で運営されている、保険料だって国民のお金ですから、保険料だろうと、税金だろうと、それは国民の金であることに変わりはないので、やっぱりその使い方についてはやっぱりともに慎重であるべきだという風には思います。

【杉本委員】 どうもありがとうございます。

じゃあ、菊池先生、お願いします。

【菊池委員】 すみません、私自身が弁護士なのであれなんですけれども、もし、これが成功報酬で民間でまるっきりやるとなると、多分本当に相当なお金を取ってでしか、弁護士、やる人がいなくなってしまうので、その意味では、国の事業として一定の部分をやるというのは、まあ、私は良いのかなとは思っています。それでも弁護士は努力して、高くはない報酬をいただいてこれをやっていると思います。

ただ、そうは言っても、やはり国の事業としては、より削減できるところは削減して、日弁連に任せられるところはより任せて、例えば研修等は、先ほどから出ているように、そこは専門的な知見の習得の部分ですから、そこは弁護士会の負担でやるというのはやぶさかではないと思います。(今までの先生方の意見とは)少し違う見方があるということは申し上げておきたいと思います。

【杉本委員】 ありがとうございます。弁護士さんの方にも多大なご協力はいただいているということかと思えます。

それでは、コメント、先生方のコメントの集計がまとまりましたので、ご報告させていただきたいと思います。

本事業に関する評価結果でございますが、事業内容の一部改善が3名、事業全体の抜本的な改善が2名、廃止が1名ということになりました。ということで、このご意見のウエートを考えますと、最終結論といたしましては、事業全体の抜本的な改善ということになるかなという風に思っております。

主なコメントの方をご紹介します。

I Tの利用を促進すべきではないか。

経済的状況を問わず、幅広くすべきかは検討すべきではないか。

それから、より一層の効率化とともに、被害者目線での救済へのアクセス利便性を検討いただきたい。

被害者の実態把握が不可欠である。

国の介入は必要ないのではないか。

現状についての分析が曖昧ではないか。

このようなコメントをいただいております。

これらのご意見を踏まえまして、この公開プロセスの評価結果、及び、取りまとめとしてのコメントといたしましては、

事業全体の抜本的な改善とさせていただきたいと思いますが、自動車のメリットを社会

が享受している以上、そのネガティブな影響となる交通事故被害者の救済は、社会善であり、国が引き続き行うべき。

平日の相談所での直接面談を前提とし続けるのではなく、電話・ICT対応、夜間・休日対応等、多様な手法の組み合わせを検討してください。

医療機関や警察等と連携し、被害者の全体像を把握しつつ、その実態に応じた取り組みを進めていただきたい。示談のあっせん成立という結果だけではなく、内容もしっかり精査するなど、事業の効果検証を適切に行っていただきたい。

経済状況にかかわらず、相談可能という体制に関連して、被害者の実態をしっかり把握しつつ、そのあり方を検討すべき。

弁護士の方への支払いついて、相談ベースではなく、成果ベースで検討してはどうか。

相談員の研修について、しっかり実態を把握した上で、弁護士会と民間で対応できる分野と役割分担を整理し、国でなければ対応できない分野に特化してはどうか。

創意工夫を生かせるやり方として、民間委託、競争入札等の方法もあるのではないかと
いうご意見をいただいております。

それ以外ご意見、追加するものはございませんでしょうか。

それでは、この事業につきましては、これにて結論とさせていただきます。ありがとうございました。